

軽度外傷性脳損傷者に関わる労災認定基準の改正と教育機関への
啓発・周知を求める意見書

「軽度外傷性脳損傷」(略称MTBI)は、交通事故や高所からの転落・転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う神経線維「軸索」と呼ばれるケーブルが断裂するなどして発症する病気です。

2007年、世界保健機関(WHO)の報告によれば、年間約900万人の患者が発生していると推測されており、その対策が求められています。

WHOの報告から累計患者数を推計すると、日本には過去20年間だけでも数十万人の患者がいると考えられていますが、この病気は、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には、経済的に追い込まれるケースも多々あるのが現状です。

特に、通学路での交通事故やスポーツ外傷が多発している昨今、子どもたちがMTBIを発症する可能性も高くなっています。

よって、江戸川区議会は、政府に対し、これらの現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く求めます。

記

- 1 軽度外傷性脳損傷のため働けない場合、労災の障害(補償)年金が支給できるよう、労災認定基準を改正すること。
- 2 労災認定基準の改正にあたっては、不正を防止するため、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査方法を導入すること。
- 3 教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 25 年 6 月 24 日

江戸川区議会議長 高 木 秀 隆

内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣 あて